

別記様式第5 別添

霧島山地地域広域捕獲計画（イノシシ）
（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

作成主体：宮崎県，鹿児島県

1 計画作成の背景及び目的等

霧島山地地域の市町村においては、イノシシによる農業被害が継続して発生していることに加え、周辺地には養豚場が多く、仮に豚熱が発生した場合に野生イノシシによる感染拡大が懸念されることから、市町村による有害鳥獣捕獲に加えて、山地におけるイノシシの捕獲強化も併せて行うことが必要であるが、当該地域は高標高域で捕獲困難地が多く、十分な捕獲が行われにくい状況である。

このことから、霧島山地地域では、宮崎県と鹿児島県の両県が連携を図りながら、指定管理鳥獣捕獲等事業によるイノシシの広域捕獲に取り組み、捕獲を強化することが必要である。

（注）連携捕獲協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に向けた取組の1つとして、当該協議会を設立し、本計画の作成に取り組むこととした背景、当該計画における目的等について記載する。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

イノシシ

3 捕獲等の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
宮崎県県西地域	小林市 えびの市 高原町 都城市	周辺に養豚場が多く、豚熱が発生した場合に野生イノシシが感染拡大の要因となる可能性が危惧される。また、周辺の市町は農業被害が多い地域であることから、イノシシの捕獲を強化する必要がある。	鳥獣保護管理法（国指定霧島鳥獣保護区（特別保護地区除く）、県指定平成の森鳥獣保護区、県指定ひなもり台特定猟具使用禁止区域）、自然公園法（霧島錦江湾国立公園）、森林法（国有林）

鹿児島県始良 伊佐地域	霧島市 湧水町	霧島山地周辺の市町村においては、イノシシによる農業被害が継続して発生していることから、農地周辺では市町村による有害鳥獣捕獲は行われているが、当該地域は高標高域で捕獲困難地が多く、十分な捕獲が行われにくい状況である。また、山地周辺には養豚場もあり、仮に豚熱が発生した場合に野生イノシシが感染拡大の要因となる可能性が危惧されることから、捕獲が行われにくい山地において、イノシシの捕獲を強化する必要がある。	鳥獣保護管理法（国指定霧島鳥獣保護区、県指定霧島鳥獣保護区、栗野岳鳥獣保護区） 自然公園法（霧島錦江湾国立公園）、森林法（国有林）
----------------	------------	--	--

- (注) 1 実施区域名欄には、実施区域の名称を記載する。
- 2 住所等欄には、都道府県名、市町村名及び地名等を記載する。
- 3 選定理由欄には、当該計画を作成するに当たり行った調査結果や既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該区域を選定した理由を記載する。
- 4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に定める被害止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。
- 5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付する。

4 目標

目標	備考
イノシシ 62 頭	宮崎県 32 頭，鹿児島県 30 頭

(注) 連携捕獲協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を考慮・勘案し、広域捕獲計画の目標として、捕獲数等の具体的な数値等を記載する。なお、5に掲げる捕獲等の対応別の捕獲数目標についても備考欄に記載する。

5 目標の達成に向けた捕獲等の対応

<p>○宮崎県（県西地域）</p> <p>宮崎県による指定管理鳥獣捕獲等事業（効果的捕獲促進事業（広域連携タイプ）による捕獲。わな猟（くくりわな）によるものとする。ただし、銃器による止めさしは可能とする。捕獲効率を高めるため、誘引餌（米ぬかなど）を活用する。</p>

○鹿児島県（始良伊佐地域）

鹿児島県による指定管理鳥獣捕獲等事業（効果的捕獲促進事業（広域連携タイプ）による捕獲。

わな猟（くくりわな等）とする。ただし、銃器による止めさしは可能とする。

（注）本計画の目標に向けた捕獲等をどのように実施するのか記載する。（連携捕獲協議会による捕獲（許可捕獲）や、各都道府県における許可捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業、狩猟などの区分を記載する。また、なぜその対応としたのか、対応が複数になる場合はすみ分け方法についても記載する。）

6 捕獲の実施期間

実施区域名	実施期間
宮崎県県西地域	令和6年11月1日～令和7年3月31日
鹿児島県始良伊佐地域	令和6年11月1日～令和7年3月31日

7 協議会による捕獲等の内容

（1）捕獲の方法等

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
宮崎県県西地域	・わな猟（くくりわな・誘引捕獲） ・銃猟（※止めさしのみ）	・捕獲業務を受託した事業者と調整の上、決定する。
鹿児島県始良伊佐地域	・わな猟（くくりわな） ・銃猟（止めさしのみ） ・埋却及び自家消費により適切に処分する。	・銃猟（誘引捕獲） 10回程度（想定） ・くくりわな 約4,860基日（想定）

（注）1 広域捕獲計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合には、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載する。

2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。

3 銃猟にあつては非鉛製銃弾を使用する旨を記載する。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するための具体的な措置を記載すること。

4 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

(2) 実施体制

- 宮崎県西地域
 - ・事業実施主体：宮崎県
 - ・実施形態：委託
 - ・委託業務の範囲：イノシシの捕獲（捕獲に付随する事項を含む），捕獲個体の搬出・処分
 - ・委託先：認定鳥獣捕獲等事業者等

- 鹿児島県始良伊佐地域
 - ・事業実施主体：鹿児島県
 - ・実施形態：委託
 - ・委託業務の範囲：イノシシの捕獲（捕獲に付随する事項を含む），捕獲個体の搬出・処分
 - ・委託先：認定鳥獣捕獲等事業者

(注) 事業の実施主体として、連携捕獲協議会名を記載する。さらに、捕獲等の作業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の業務範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）を記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 捕獲情報等の収集、整理、分析評価、各種計画等への反映

- 宮崎県西地域
 - ・わな設置日，設置基数等について，捕獲情報や作業記録等による情報収集を徹底する。
 - ・得られた情報については，専門家の意見を反映させて分析，評価を行い，次年度以降の実施計画及び第二種特定鳥獣管理計画に反映させ，効率的な管理の推進及び被害対策の検討を行う。
- 鹿児島県始良伊佐地域
 - ・わな設置日，わな設置基数等の情報を収集する。
 - ・捕獲個体の情報については，捕獲場所，捕獲数，雌雄別，幼獣・成獣別，捕獲個体の情報（頭胴長，胴回り，体重）等の情報を収集する。
 - ・得られた情報については，捕獲効率や捕獲位置，捕獲個体等のデータを分析・評価し，鹿児島県特定鳥獣保護管理検討委員会においてイノシシの管理を検討する際の資料として活用する

(注) どのような捕獲情報等を収集するのか、整理、分析評価をどのように行い、各種計画（本計画や第二種特定鳥獣管理計画等）等へどのように反映するのかを記載する。

9 その他

○関係機関との調整

広域捕獲の計画策定に当たっては、環境省が主催の「霧島錦江湾国立公園（霧島地域）ニホンジカ対策に関する意見交換会」において、環境省や関係市町村と意見交換を行い、意見を踏まえて広域捕獲計画を策定した。

※環境省及び関係市町村から広域捕獲の実施に当たっては賛同を得ている。

○鹿児島県始良伊佐地域

わな猟（くくりわな）による捕獲を行う一部の区域では ICT を活用したわな猟を行い、見回り労務等の負担軽減を検証する。

(注) 1～8の項目以外に追加する項目がある場合は、9以降に追加して記載する。

霧島山地地域広域捕獲計画実施区域図 (イノシシ)

